

## 国立大学法人東京海洋大学固定資産貸付要項

平成 16 年 4 月 1 日

海洋大規第 59 号

改正 平成 19 年 3 月 19 日 海洋大規第 59-2 号

改正 平成 21 年 2 月 9 日 海洋大規第 21 号

改正 平成 22 年 3 月 24 日 海洋大規第 39 号

改正 令和元年 9 月 27 日 海洋大規第 100 号

改正 令和元年 10 月 23 日 海洋大規第 130 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日 海洋大規第 51 号

### (通則)

第 1 国立大学法人東京海洋大学固定資産管理細則（平成 16 年海洋大規第 44 号。以下「細則」という。）第 23 条の規定に基づく固定資産の貸付（以下「貸付」という。）については、他の規則で定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (定義)

第 2 この要項において、「貸付施設等」とは、細則第 4 条第 1 項に定める固定資産を対象とする。

### (貸付の要件)

第 3 国立大学法人東京海洋大学（以下「法人」という。）の貸付は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 22 条に規定する業務に支障を及ぼしてはならない。  
2 貸付は、非営利を目的とする利用に限り行うものとする。ただし、当該貸付が法人の利益となり、かつ、社会通念上適当と認められる場合は、この限りでない。

### (貸付の決定)

第 4 貸付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる各号の条件を了解の上、固定資産使用許可申請書（別紙様式）を細則第 9 条第 2 項に定める管理責任者（以下「管理責任者」という。）を経由し、財産管理役に提出するものとする。

- 一 貸付施設等は、転貸又は担保にしてはならない。
- 二 貸付施設等は、貸付を受ける用途以外に供してはならない。
- 三 申請者は、貸付施設等について、管理責任者の必要に応じて、十分な知識と技術力を有する技術者を配置しなければならない。
- 四 申請者は、貸付施設等の取扱説明書を熟知し、正しい運転操作と細心の注意を払って使用しなければならない。
- 五 申請者は、貸付施設等を亡失又は毀損したときは、法人に対しその事実及び理由について詳細な報告書を提出し、法人の指示に従うものとする。
- 六 申請者の責に帰すべき事由により貸付施設等を亡失又は毀損したときは、申請者

- において、法人の指示により補填、修理又はその損害を金銭で弁償するものとする。
- 七 申請者は、貸付施設等を返納するときには、初期の機能、性能等の保持の確認を受けなければならない。
  - 八 申請者は、労働安全衛生法等の関係法令を遵守しなければならない。
  - 九 申請者は、独立した一棟の建物の全部又はその大部分の貸付を受ける場合及び機械工具備品等を外部に持ち出し使用する場合には、法人と事前に協議のうえ、必要に応じて火災保険契約等を締結するものとする。
  - 十 その他、貸付に伴い疑義が生じた場合は、財産管理役の決定するところに従うものとする。
- 2 財産管理役は審査のうえ、前項の申請に係る貸付の可否を決定するものとする。
  - 3 財産管理役は貸付を決定したときは、固定資産使用許可書（別紙様式）を発行するものとする。ただし、原則として1年を超えるときには、賃貸借契約書を締結するものとする。

（貸付契約の締結等）

- 第5 財産管理役は、前条第3項のただし書の規定を適用するときには、契約担当役に必要な措置の請求を行うものとする。
- 2 契約担当役は、前項により貸付の契約を締結したときは、出納命令役に通知するものとする。

（貸付料）

- 第6 貸付に係る適正な対価（以下「貸付料」という。）は、別に定める基準により算出した額を徴収するものとする。ただし、学長が貸付料の徴収を特に要しないと認めた場合は、この限りでない。

（貸付料の納入）

- 第7 出納命令役は、貸付手続きが完了したとき（前条ただし書きを適用する場合を除く。）は、前条により算出した額を申請者に請求するものとする。ただし、貸付期間が長期にわたる場合は、申請者と協議のうえ、分割して支払わせることができるものとする。

（貸付料の支払い）

- 第8 貸付料は、原則として使用日の前日までに支払わなければならない。
- 2 徴収した貸付料は、第10の場合を除いて、返却しない。

（貸付の変更）

- 第9 財産管理役は、貸付の内容等を変更する必要があるときは、申請者と協議のう

え、契約の変更等を行うことができる。

2 前項により契約の変更をする場合は、第5の規定を準用する。この場合において「締結」は「変更」と読替えるものとする。

(貸付の中止)

第10 財産管理役は、災害その他やむを得ない事由により、貸付の遂行が困難となった場合には、貸付の中止をすることができる。

(実施要項)

第11 財産管理役は、この要項を施行するために必要があるときは、別に定めることができる。

(特例)

第12 財産管理役は、特別の事情により、この要項により難しいものがあるときは、申請者と協議のうえ、特例を設けることができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年海洋大規第59-2号)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年海洋大規第21号)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年海洋大規第39号)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和元年海洋大規第100号)

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年海洋大規第130号)

この要項は、令和元年10月23日から施行する。

附 則(令和2年海洋大規第51号)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。